平成２３年（フ）第２８号
熊本県上天草市松島町合津4706番地１、住民票上の住所福岡市博多区神屋町４番３―1005号
破産者　赤松　治仁
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地８
破産者　廣田　弘志
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地８
破産者　廣田　昌子
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１００号
富山県高岡市下麻生464番地
破産者　窪田　好晃
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５５号
仙台市宮城野区高砂２丁目14番地の３　メゾン高砂Ｎｏ４―102、開始決定時の住所仙台市宮城野区中野字田中21番地の２　ａｉｅ中野栄107
破産者　ザルガル　シーラーズ　アンマド
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
仙台市宮城野区二の森７番21―201号、従前の住所仙台市宮城野区苦竹１丁目６番１―202号
破産者　長田　哲郎
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
仙台市宮城野区福住町７番地の４　第３ハイム福住103
破産者　仲澤　孝守
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
仙台市若林区中倉１丁目７番３号　ホワイトキャッスル中倉５番館202
破産者　梅原　希美
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
仙台市宮城野区萩野町１丁目７番地の13　プレステージ萩野町302
破産者　及川真佑美
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
仙台市青葉区中山２丁目１番23号　サンシャイン中山305
破産者　佐々木　匠
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
宮城県名取市手倉田字堰根153番地の３　Ｄ
破産者　伊藤句美子
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
仙台市太白区西中田１丁目11番13―808号
破産者　畑中麻衣子
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作367番地１大宮東パーク・ホームズ811、破産手続開始時の住所埼玉県さいたま市見沼区大字東門前436番地１エステ・スクエア大宮東507
破産者　加藤　達也
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作367番地１大宮東パーク・ホームズ811、破産手続開始時の住所埼玉県さいたま市見沼区大字東門前436番地１エステ・スクエア大宮東507
破産者　加藤　知子
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
埼玉県春日部市牛島161番地５
破産者　下総　匡史
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
埼玉県吉川市大字吉川1623番地
破産者　會田　春夫
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
新潟県長岡市高野町266番地、前住所新潟県長岡市小国町武石138番地18
破産者　片桐ひとみ
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
滋賀県草津市上笠３丁目25番29号　メゾン・ド・堤202号、開始決定時の住所滋賀県草津市新浜町491番地26
破産者　岸本　　元
１　決定年月日　平成23年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部